

地域産業委員会 令和3年9月17.21日
観光・国際都市部 資料1番
所管 国際都市・多文化共生推進課

**第 65 号議案**

おおた国際交流センター条例について

- 1 制定理由  
区における国際都市施策及び国際交流活動並びに地域における多文化共生を一体的に推進するため、おおた国際交流センターを設置し、管理に関し必要な事項を定める。
  
- 2 条例内容  
別紙のとおり
  
- 3 施行年月日  
規則で定める日。ただし、一部については公布の日。

おおた国際交流センター条例

上記の議案を提出する。

令和3年9月15日

提出者 大田区長 松原忠義

おおた国際交流センター条例

(設置)

第1条 大田区（以下「区」という。）における国際都市施策及び国際交流活動並びに地域における多文化共生を一体的に推進する拠点を整備し、「国際都市おおた」の更なる飛躍に資するため、おおた国際交流センター（以下「センター」という。）を大田区蒲田四丁目16番8-201号に設置する。

(施設)

第2条 センターには、次に掲げる施設を設ける。

- (1) 多言語相談窓口
- (2) 会議室
- (3) 情報・交流コーナー
- (4) その他必要な施設

(事業)

第3条 区は、センターにおいて、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 国際交流及び多文化共生推進に関すること。
- (2) 外国人の相談に関すること。
- (3) 会議室及び付帯設備（以下「施設等」という。）の使用に関すること。
- (4) 第1号に関する資料の収集及び情報の提供に関すること。
- (5) 第1号に資する者及び団体と区との連携及び協働の推進に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(使用者の範囲)

第4条 施設等は、区内で国際交流活動を行い、多文化共生社会の推進に資する次のいずれかの団体であって、あらかじめ区に登録したものに限り、これを使用することができる。

(1) 日本語教室を行う国際交流団体

(2) 前号の団体以外の国際交流活動又は多文化共生推進事業を行う団体

2 区長は、前項の規定による使用に特に支障がないと認めるときは、施設等を同項各号に掲げるもの以外のものに使用させることができる。

(使用の申請及び承認)

第5条 施設等を使用しようとするものは、あらかじめ区長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げるものに施設等を優先して使用させることができる。

3 前項の規定にかかわらず、区が施設等を使用するときは、他に優先して使用することができる。

(使用の不承認)

第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしないものとする。

(1) 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 管理上支障があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、使用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第7条 会議室の使用料は、別表のとおりとする。

2 付帯設備の使用料は、5万円の範囲内において規則で定める。

3 前2項の使用料は、区が使用する場合は徴収しない。

(使用料の減免)

第8条 区長は、必要と認めるときは、規則で定めるところにより前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の納付)

第9条 第5条の規定により施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、第7条に規定する使用料を使用承認の際に納付しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の不返還)

第10条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(設備の変更制限)

第11条 使用者は、施設等の使用に際して、特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(入館の制限)

第13条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、センターへの入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑をかける者
- (2) センター内において許可なく物品の販売その他の営業行為をする者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認める者

(使用承認の取消し等)

第14条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 使用の目的又は条件に違反したとき。

- (2) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (3) 災害その他の事情によりセンターの使用ができなくなったとき。
- (4) 工事その他の都合により区長が特に必要と認めたとき。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、施設等の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第16条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第5条の規定に基づく使用の申請及び承認に伴う手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第7条関係）

施設名	使用区分		
	午前	午後	夜間
会議室A	1,300円	1,900円	2,800円
会議室B	1,300円	1,900円	2,800円
会議室C	1,300円	1,900円	2,800円

備考

- (1) 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後4時30分まで、夜間とは午後5時30分から午後9時30分までとし、それぞれの

区分を1使用区分とする。

- (2) 会議室A、B及びCは、それぞれ間仕切りの移動により一体的に使用することができる。
- (3) 同一時間帯に2以上の会議室を使用する場合の使用区分及び使用料は、その室数に応じて合算する。
- (4) 連続した時間帯を使用する場合に限り、中間の時間（正午から午後1時まで又は午後4時30分から午後5時30分まで）を使用することができる。この場合において、それぞれの中間の時間の使用に係る使用料は、徴収しない。
- (5) 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- (6) 営利を目的とする物品の販売その他これに類する行為のため使用する場合は、この表に定める使用料の5割相当額（計算方法については、区長が別に定める。）をこの表に定める使用料のほかに徴収する。

（提案理由）

おおた国際交流センターを設置し、その管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。